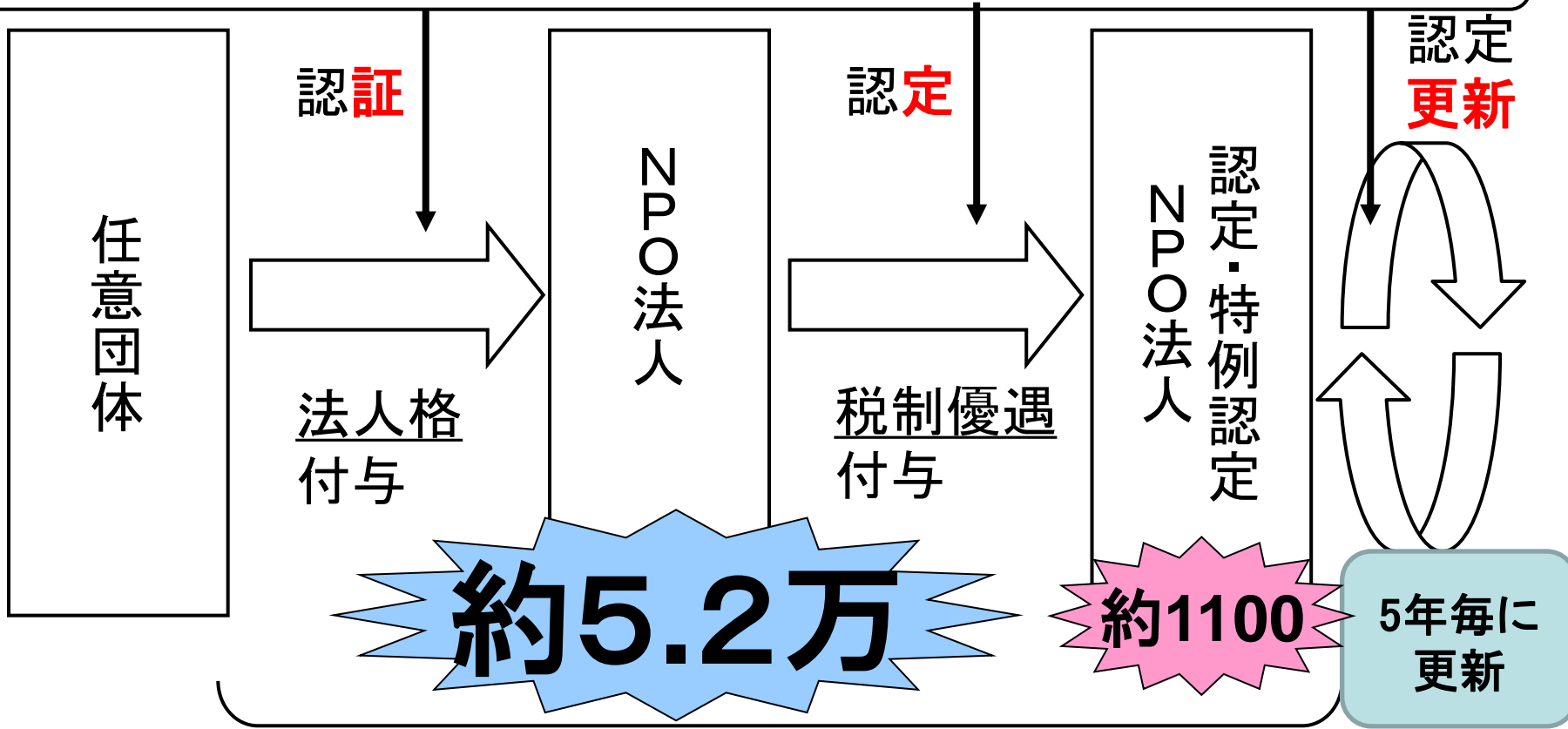


# 【現状】NPO法人制度の概要

所轄庁：都道府県・政令市 ※事務処理特例で市町村も



2012年4月以降は、認証・認定両方とも「NPO法」に

2011年(H23)改正：認証・認定権限移管、新認定制度等の大改正

2016年(H28)改正：認証縦覧期間半減、仮認定→特例認定など

# 【背景・全体】「令和」時代に適した制度へ改正を！



制度普及  
成熟

多様化  
深化

人材不足  
資金不足

高齢化  
後継者難

NPO法の趣旨を踏まえ、より簡素・迅速に設立・解散しやすい認証制度と、信頼性・透明性を高めつつも個人情報保護や法人・所轄庁の事務負担軽減を両立できる認定制度へのアップデートを！

## 次期 NPO法改正

- ・「認証」制度改正
- ・「認定」制度改正

### 1. 法人名称等の変更等

- 「特定非営利活動法人」と「特定非営利活動促進法」等の名称変更

# 【認証】設立・運営「設立を、より迅速に、簡素に」

---

## 1. 設立手続きの迅速化と簡素化

- 設立申請時等の縦覧を「廃止or審査と並行化」、認証期間を短縮
- 代替として、新規設立された法人の「初年度情報公開」を充実
- 設立申請書類の削減(例: 設立趣旨書、確認書、設立2年度目の事業計画・予算書等)

## 2. 定款変更手続き等の簡素化

- 定款変更の「届出事項」の大幅な拡大(役員・会議・解散等など)
- 法改正(NPO法・業法)等に伴う定款変更は認証不要(届出制)に
- 所轄庁移転手続きの簡素化/届出制に(申請書のみ提出として、他の書類は所轄庁間で完結、認証・審査を不要に)

## 3. 情報公開での個人情報保護

- 所轄庁等での情報公開において、「役員・社員の個人住所は対象外」とするなど個人情報保護を推進

# 【認証・重点】解散・清算「より解散しやすい制度に」



## 1. 解散・清算手続きの簡素化などの負担軽減

- 総会決議による解散が困難になった団体向けに、現行法の「成功の不能(解散の認定)」や「社員の欠乏(社員が0名に)」の活用促進に向けた実効性・利便性の向上、ネックとなっている登記についても、所轄庁による職権解散登記も可能に
- 自主解散法人の経済的負担でネックとなっている官報への解散公告(約4万円必要)について、「官報」以外でも可能に(例:内閣府NPOポータルへの掲載)

## 2. 解散法人の情報公開を強化

- 解散法人についても、一定の情報公開を担保へ(例:解散後も一定期間は提出済みの事業報告書等を公開対象にするなど)

# 【認定】認定基準・審査「制度改善・基準緩和を！」

---

## 1. 認定・更新審査の迅速化・効率化

- 認定・特例認定申請書類の削減(例:「寄付金充当予定・口座」等)
- 迅速な審査に向けて「標準処理期間(6ヶ月)」をNPO法で設定
- 「特例認定制度」の設立後5年以内限定となっている制限を撤廃
- 更新申請書類の削減と書面審査化、実地調査は省略可能に

## 2. 認定基準の緩和、救済規定等の整備

- PST相対値基準で「公益信託からの助成金」等も「特増扱い」に
- PST条例指定基準で「条例での個別指定」を不要にし「告示」も可能に
- 役員の3分の1基準の判定は「実績判定期間」でなく「申請時」判定に
- 70%基準で年度末の遺贈等による基準抵触を救済する規定を追加
- 70%基準で「特定資産」利用時には、その情報(目的・金額等)を申請・報告書類にて情報公開対象に

# 【認定】運営・報告「事務負担軽減と透明性の両立を」

## 1. 認定報告書類の簡素化と、透明性確保・個人情報保護等の両立

- 認定基準との関連性や必要性が低く、法人事務負担が重い項目を削除(書式第17号:資産譲渡等の価格表、役員寄付者情報等)
- 認証制度と認定制度で内容が重複する書類(役員名簿とチェック表第3表/活動計算書と収益源泉別・借入金の明細等)の削減
- 認定申請書と報告書間で項目や書式、対象が異なるものを統一化
- 認定申請・報告書類中で個人情報保護の観点から閲覧・謄写に問題がある項目は削除or閲覧対象から除外へ(寄付者名簿と同様)
- 複数都道府県にある認定NPO法人は、所轄庁のみへの報告書類提出とし、所轄庁が関係知事へ報告する方法へ変更
- 全体として、現状は国税庁認定時代の「税務書類フォーマット」を受け継いでおり、市民向けの公開が前提でないため非常に分かりづらい。大胆な統合や様式変更で市民に分かりやすい報告形式に

# 【支援施策】解散・事業承継等のサポート充実を！



## 1. 解散や事業承継等に関する支援・相談体制の充実

- ここ数年でニーズが高まりつつも、対応体制が十分でない「解散・清算」や「事業譲渡・承継」等に関する、所轄庁やNPO支援センター等での相談・支援体制の整備・拡充

## 2. オンライン化・デジタル化推進による負担軽減

- 所轄庁等でのオンライン申請・報告システム導入促進による団体の事務負担・費用軽減の推進
- 総会・理事会でのオンライン会議等の活用促進に向けた内閣府Q&Aの策定・公表



成立・施行から20年を経て、  
日本に広く深く普及したNPO法人制度の  
より一層の発展と社会への貢献のために…



# NPO法改正の実現を 何卒よろしくお願いいたします！

(シーズ連絡先) 〒165-0031  
東京都中野区上鷺宮3-13-1 鷺宮ガーデンハウスA2  
TEL : 03-5439-4021 / FAX : 03-3926-7551  
[npoweb@abelia.ocn.ne.jp](mailto:npoweb@abelia.ocn.ne.jp)